

# 学校いじめ防止基本方針

陸前高田市立高田東中学校

## I いじめの問題に対する基本的な方針

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

そのためにも、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進しなければいけない。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、「生徒を守る」という立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ◇ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンやケータイ（スマホ）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、どの生徒、どの学校でも起こりうるものである。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方にも関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

### 4 学校としての心構え

学校の教育活動全体を通じて次のような考えに基づき、いじめ防止等に当たります。

- (1) 生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守ります。
- (2) 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- (3) 「いじめは人間として絶対許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底できるように努めます。
- (4) 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- (5) いじめが解消されたと判断することなく、継続して十分注意を払い、折に触れて必要な支援・指導を行い、保護者との連携を図りながら、見守るようにします。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりするように取り組みを行います。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進します。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせます。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。また、必要に応じ「学級会」や「全校集会」を実施します。
- (6) パソコンやスマートフォン等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実させます。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行います。

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育みます。
- (2) 学級活動や生徒会活動等の場を活用し、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育みます。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図ります。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した取組を行います。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置します。

### (1) 構成員

<学校内から>

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任  
養護教諭 等

<外部から>

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員 等

### (2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめ防止にかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

### (3) 開催時期

学期1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催します。

## 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会によるいじめ防止の啓発活動（標語・ポスター）を行います。
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組を行います。
- (3) いじめの問題にかかわる研修会を実施します。

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校からホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努めます。
- (2) P T Aの各種会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行います。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかけます。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開します。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がけます。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮します。(学級担任は、「毎日の記録」等も活用する)
- (3) いじめは見えにくいところで行われることもあるので、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努めます。
- (4) 常に教職員間で情報交換をし、把握しにくいいじめについても発見に努めます。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行います。
- (6) 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深めます。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の充実

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行います。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 毎月1回(月初めの日)
- (2) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回(7月、12月、2月)

#### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払います。また、いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行います。

##### <いじめの相談窓口>

- 日常のいじめ相談 …………… 全教職員、スクールカウンセラーが対応
- 外部からのいじめ相談窓口 …… 副校長
- 相談電話(県教委) …………… 019-623-7830(24時間対応)
- 相談電話(全国) …………… 0570-078310(24時間対応)

#### 4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4	校報 学校ホームページでの発信 職員会議（方針、前年度の実態と対応等の共通理解） PTA総会での説明（方針 取組等） 学校生活自己評価シート（アンケート）（毎月）	
5	学校生活自己評価シート Q-Uアンケートの実施	
6	情報モラル教室 学校生活自己評価シート 地区懇談会の実施 開かれた学校づくり推進委員会 いじめ防止等対策委員会	
7	教育相談 三者面談の実施 学校生活自己評価シート 学校評価の実施 生徒指導事例研究会の実施	
8	学校生活自己評価シート	
9	学校生活自己評価シート	
10	学校生活自己評価シート	
11	学校生活自己評価シート いじめ防止等対策委員会 Q-Uアンケートの実施	
12	教育相談 学校生活自己評価シート 学校評価の実施 生徒指導事例研究会の実施	
1	学校生活自己評価シート 次年度方針の検討	
2	学校生活自己評価シート 開かれた学校づくり推進委員会 いじめ防止等対策委員会	
3	次年度方針の策定	

#### Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

##### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員だけで対応せず、速やかに組織的な対応します。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたります。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にします。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたります。

##### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応 【巻末資料】早期発見・早期対応についての流れ

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにします。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を開催し、すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして以下のよ

うに問題の解決にあたります。

- ① いじめの訴え、情報、兆候の発見：学年長 担任 部活動顧問等の関係職員
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定：いじめ防止等対策委員会
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握

複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る

- ・時間、場所、期間の確認
- ・加害者と被害者の確認
- ・内容の確認
- ・背景と要因の確認

※学年長 担任 部活動顧問等の関係職員：可能な限り複数で対応

- ④ いじめを受けた側の生徒のケア：学年長 担任等→必要に応じて外部の専門家の力をかりる
  - ⑤ いじめた側の生徒への指導：指導部長 学年長 担任等→背景についても十分踏まえた上で指導
  - ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼：管理職 指導部長 学年長等関係職員  
(いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪を含む)
  - ⑦ 関係機関との連携：副校長→教育委員会への報告、警察や児童相談所等の連携
  - ⑧ 経過の見守りと継続的な支援：学年長 担任等→保護者との連携
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断します。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をします。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、あらゆる必要な措置を講じます。
- (7) スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行います。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせます。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせます。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援します。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処します。

## 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し対応します。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- (3) インターネットの利用について、各家庭の協力を得られるよう各種懇談会で、利用のあり方等についての情報提供を行います。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処します。

### 3 重大事態の調査

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行います。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告します。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供します。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼します。
- (7) 「いじめ防止等対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組みます。

#### ■学校の設置者（教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整える等、校務の効率化を図ります。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得ます。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### 【資料】早期発見・早期対応についての流れ

#### 早期発見

早期発見のために…学校の感度を上げ、発見の網を二重、三重に！

#### 担任

被害者からの相談 周囲の子どもからの情報提供  
日常観察 日常的相談活動

#### 教職員

生活記録ノート等からの情報 アンケート調査（毎月）  
定期的教育相談（7月 12月）  
教職員同士の情報等  
保護者からの相談等

#### 学校外

外部からの情報提供 通報

いじめの情報

#### 早期対応

#### いじめ防止等対策委員会→上司への報告

緊急会議開催 ・情報の整理 ・「いじめ」かどうかの判断 ・対応方針の確認

- いじめの事実確認（正確に 迅速に）→学年長 担任 部活顧問等関係者
  - 被害者からの聴き取り
  - 周囲の生徒からの聴き取り（状況把握 事実を固める）
  - 加害者からの聴き取り（事実をもって丁寧に行う）  
→緊急会議：全容の確認 対応方針の確認 ※市教委への報告（電話→指導後報告書）
- いじめへの指導→管理職 指導部長 学年長 担任 部活顧問等関係者
  - 加害者への指導（形式的謝罪にならぬよう 社会性の向上 人格の成長に主眼）
  - 集団への指導（いじめは許されない行為 止める・知らせる勇気 認め合う人間関係）
  - 加害者保護者への対応（事実説明 協力要請 助言）
  - 被害者保護者への対応（事実説明 支援の決意・方針表明）
  - 被害者のケア・継続的な支援と指導
  - その他（懲戒の検討 観察 手段の確認等）